
三次市障害者計画(第3期障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)について

三次市では、障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現のために、本市における障害福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として、「三次市障害者計画」を策定しました。

- 1 計画内容 三次市障害者計画
『第3期障害者福祉計画』
『第6期障害福祉計画』
『第2期障害児福祉計画』
- 2 計画期間 『第3期障害者福祉計画』の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、必要に応じて中間年に見直しを行うものとします。
『第6期障害福祉計画』及び『第2期障害児福祉計画』の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。
- 3 添付書類 三次市障害者計画（第3期障害者福祉計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）について（概要）

計画の内容については、市ホームページへ掲載しています。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 福祉保健部 社会福祉課（担当／松田・佐藤）
電話番号：0824-65-2051 FAX番号：0824-62-6285
E-mail：fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市障害者計画（第3期障害者福祉計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）について（概要）

1 計画の目的

本計画は、障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現のために、本市における障害福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 「第3期障害者福祉計画」は、障害者基本法に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画として策定します。
- (2) 「第6期障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、障害者に関する障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけ策定します。
- (3) 「第2期障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づき、障害児に関する障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけ策定します。
- (4) 本市の障害者施策の総合的な展開を図るため、これら3つの計画を一体的に策定することとし、この計画を「三次市障害者計画」とします。
- (5) 「三次市総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図ります。

【計画期間】	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者福祉計画 (障害者基本法)	第3期障害者福祉計画					
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	第6期障害福祉計画					
障害児福祉計画 (児童福祉法)	第2期障害児福祉計画					

3 第3期障害者福祉計画

(1) 基本理念

障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現

(2) めざす将来像

障害のある人が、地域でいきいきと自分らしく生きることのできるまち

(3) 基本目標

- 1 共生社会のまちづくり
- 2 支援組織及び相談支援体制の強化
- 3 安心して生活できる支援体制の強化
- 4 いきいきと働ける仕組みと支援の充実
- 5 切れ目のない支援体制の整備

4 第6期障害福祉計画

(1) 成果目標及び活動指標の設定

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉サービス等の質の向上

(2) 障害福祉サービス等における見込み量の設定

- 1 障害福祉サービス
- 2 地域生活支援事業

5 第2期障害児福祉計画

(1) 成果目標及び活動指標の設定

- 1 障害児支援の提供体制の整備等
- 2 発達障害児に対する支援

(2) 障害福祉サービス等における見込み量の設定

- 1 障害児支援サービス
- 2 障害児保育サービス

6 計画の推進体制

行政と市民・障害者関係団体・サービス事業者等の連携・協働を促進することで、市全体で障害者の地域生活を支援する体制を整えていきます。また、計画の達成状況や施策の効果を検証するため、各年度において、この計画の推進に関わるサービスの提供量等の実績の取りまとめを行うとともに、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルに基づき、点検・評価を行います。